

越前市資源回収奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の地域住民で組織する団体が実施する市内各家庭からの資源回収に対し奨励金を交付することにより、資源の有効利用に対する市民の意識の高揚及びごみの減量化による処理及び経費の低減を図ることを目的とする。

(対象団体等)

第2条 奨励金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を備える市内の団体とする。

- (1) 資源回収を地域住民自らの手で継続的に実施すること。
- (2) 営利を目的にしないこと。
- (3) 回収した資源を次項に規定する資源回収業者に引き渡すこと。

2 奨励金の交付を受けることができる資源回収業者は、前項の団体が回収した資源の引き渡しを受けた資源回収業者で、越前市に次条に規定する届出がある者とする。

(資源回収業者の届出)

第3条 前条第2項の規定による資源回収業者の届出は、資源回収業者届出書(様式第1号)によるものとする。

(対象品目)

第4条 奨励金の交付対象品目は、古紙類(新聞、雑誌、ダンボール等)及び古衣類とする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、団体については回収した古紙類及び古衣類の重量に1キログラム当たり単価5円を乗じて得た額とし、資源回収業者については引渡しを受けた古紙類及び古衣類の重量に1キログラム当たり単価1円を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする団体は、資源回収奨励金交付申請

書（団体用）（様式第2号）に資源回収業者が発行する計量伝票と受入伝票を添付し、市長に提出しなければならない。

2 奨励金の交付を受けようとする資源回収業者は、毎年度6月、9月、12月又は3月に資源回収奨励金交付申請書兼請求書（業者用）（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 団体及び資源回収業者は、資源回収を実施した年度内及び翌年度内に限り、奨励金の交付を申請できる。

（奨励金の交付）

第7条 市長は、前条の交付申請書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付額を決定し、口座振込みの方法により交付する。

2 資源回収業者に対する奨励金は、該当する団体から奨励金交付申請があったものについて交付する。

（奨励金の返還）

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた団体又は資源回収業者に対し当該奨励金の全部又はその一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前日までに、武生市資源回収奨励金交付要綱又は今立町資源回収奨励金交付要綱によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は平成 22 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱)抄

この要綱中第 1 条、第 3 条及び第 6 条の規定は令和 3 年 3 月 31 日から、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条及び第 9 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

越前市長 殿

資源回収業者届出書

越前市資源回収奨励金交付要綱第3条の規定により、資源回収業者として、
次のとおり届け出ます。

記

業 者 名	
代表者職氏名	
住 所	
電 話 番 号	
集団回収品目	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

越前市長 殿

団 体 名

代表者住所 〒

役職名

氏名

（連絡先）氏名

TEL

資源回収奨励金交付申請書

年度越前市資源回収奨励金の交付を受けたいので、越前市資源回収奨励金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え申請します。

記

1 申請額 円

2 回収量 kg

（内訳）

種類	新聞	雑誌	段ボール	古衣類
回収量（kg）				

3 添付書類 計量伝票、受入伝票

4 口座振込先

金融機関名	銀行・金庫				本店・支店			
	農協・信金				本所・支所・出張所			
預金種別	普通・当座		口座番号					
口座名義 （カタカナ）								

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

越前市長 殿

業 者 名

代表者住所

氏名

資源回収奨励金交付申請書兼請求書（業者用）

年度越前市資源回収奨励金の交付を受けたいので、越前市資源回収奨励金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え申請します。

記

1 申請額 円

2 回収量 k g

3 事業実績 (別紙) のとおり

(別紙)

資源回収実績報告書

業者名

(年 月 日 ~ 年 月 日)

団体名	対象品目 (Kg)				重量合計 (Kg)	奨励金単価 (円)	奨励金 (円)
	新聞	雑誌	ダンボール	古衣類			
合計							